

松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則等の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和4年1月27日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第1号の2

松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則等の一部改
正について

松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則等の一部を改正する規則

(松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則の一部改正)

第1条 松江市立皆美が丘女子高等学校教育職員の評価に関する規則（平成19年松江市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(評価システムの面接者、評価者及び調整者)	(<u> </u> 面接者、評価者及び調整者)
第４条　評価システム <u> </u> の面接者、 評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整 者」という。） <u> </u> <u> </u> は、次のとおりとする。	第４条　資質能力向上支援システムの面接者、 評価者及び評価の調整を行う者（以下「調整 者」という。）並びに勤務評価の評価者及び調 整者は、次のとおりとする。
表　略 (定期評価)	表　略 (定期評価)
第７条　定期評価は、評価システムの対象者に ついて、毎年度半年を単位とし、上期は４月１ 日から９月３０日まで、下期は１０月１日から 翌年の３月３１日までを対象期間として実施す るものとする。ただし、教育長が別に定める 職員については、教育長が別に定める期間と する。	第７条　定期評価は、評価システムの対象者に ついて、毎年度 <u> </u> <u> </u> ４月１日から 翌年の３月３１日までを対象期間として実施す るものとする。ただし、教育長が別に定める 職員については、教育長が別に定める期間と する。
(定期評価の再評価)	(定期評価の再評価)
第１１条　評価者は、定期評価の実施後、 <u>９月３０ 日又は</u> ３月３１日までの間に、職員の職務遂行 状況を評価に反映させる必要があると認めた ときは再評価を行うものとする。	第１１条　評価者は、定期評価の実施後、 <u> </u> <u> </u> ３月３１日までの間に、職員の職務遂行 状況を評価に反映させる必要があると認めた ときは再評価を行うものとする。

(松江市皆美が丘女子高等学校管理職の評価に関する規則の一部改正)

第2条 松江市立皆美が丘女子高等学校管理職の評価に関する規則（平成19年松江市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

[illegible]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。